

2020年度

# 明治学院大学体育会 スポーツ団体傷害保険 のご案内とご加入のおすすめ

◆ **AIG 損保の普通傷害保険** ◆

スポーツ団体傷害保険特約付

## 保 険 期 間

2020年6月14日(午後4時)～2021年6月14日(午後4時)

※申込締切日:2020年6月1日(月)

制度の加入は上記期間を通して可能ですが、その場合の補償開始日(保険期間開始日)につきましては制度事務局までお問い合わせください。

## 補 償 内 容

本制度は、明治学院大学体育会に所属する各役員が、部活動の団体管理下で行う競技活動中(練習を含む)に「急激かつ偶然な外来の事故」によってケガを被った場合に、以下の保険金をお支払いします。(国内のみ補償)

※合宿宿舎内でのケガや、団体として移動中の交通乗用具搭乗中のケガは、補償の対象になりません。

保険金の種類	次の保険金について、ご契約の保険金額をお支払いします。 (いずれも事故の日から180日の間が対象です。)
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金(日額)	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合[入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]
通院保険金(日額)	ケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギブスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。

# プラン

【区分表】運動区分については下記をご確認いただきますようお願いいたします。

B料率区分	C料率区分
合気道部・空手部・サッカー部・アイスホッケー部・自動車部・硬式野球部・柔道部・拳法部・スキー部・相撲部・馬術部・ボクシング部・レスリング部・ワンダーホーゲル部	スケート部・剣道部・ゴルフ部・水泳部・漕艇部・卓球部・テニス部・バスケットボール部・アーチェリー部・陸上競技部・フェンシング部・自転車部・バドミントン部・射撃部・ヨット部・バレーボール部・弓道部・体操部・ハンドボール部・ボディビル部・軟式野球部・ソフトボール部

## 【B料率補償プラン】

(保険期間：1年)	<b>Bプラン</b>
<b>死亡保険金</b>	<b>124 万円</b>
<b>後遺障害保険金</b> (障害の程度に応じて)	<b>4.96 万円～124 万円</b>
<b>入院保険金日額</b> (1 事故につき 180 日限度)	<b>1,200 円</b>
<b>手術保険金</b> (入院中・入院中以外/1 事故につき 1 回)	<b>12,000 円 ・ 6,000 円</b>
<b>通院保険金日額</b> (1 事故につき 90 日限度)	<b>800 円</b>
<b>お一人あたり年間保険料※</b>	<b>2,000 円</b>

## 【C料率補償プラン】

(保険期間：1年)	<b>Cプラン</b>
<b>死亡保険金</b>	<b>146 万円</b>
<b>後遺障害保険金</b> (障害の程度に応じて)	<b>5.84 万円～146 万円</b>
<b>入院保険金日額</b> (1 事故につき 180 日限度)	<b>1,200 円</b>
<b>手術保険金</b> (入院中・入院中以外/1 事故につき 1 回)	<b>12,000 円 ・ 6,000 円</b>
<b>通院保険金日額</b> (1 事故につき 90 日限度)	<b>800 円</b>
<b>お一人あたり年間保険料※</b>	<b>1,000 円</b>

※上記プランは、保険期間開始日(6月14日)時点で全体の加入者が500名以上1,000名未満の場合に適用します。  
 ※全体の加入者が200名以上500名未満になった場合、死亡保険金及び後遺障害保険金を以下の通り変更させていただきます。  
 (死亡保険金・後遺障害保険金以外の補償内容、及び保険料は変更ありません。)

給付項目	Bプラン	Cプラン
死亡保険金	110 万円	105 万円
後遺障害保険金	4.4 万円～110 万円	4.2 万円～105 万円

## 保険金請求手続きのご案内

- 万一、部活動中の事故でケガをされた場合には、以下の手順で保険金の請求をしてください。
- ケガをしたら

ケガをした日を含めて、30日以内に取扱代理店またはAIG損害保険株式会社に事故の報告（電話、FAX）をしてください。

正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知を頂けない場合や、AIG損害保険株式会社に事故の内容をご通知いただく際、知っている事実を告げられなかった場合、または事実と異なることを告げられた場合などには、AIG損害保険株式会社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いいたしますので、ご注意ください。

「スポーツ団体事故報告書」は体育会執行部HPよりダウンロードしてください。「スポーツ団体事故報告書」には体育会本部の受付印が必要となりますので、必ず体育会執行部に提出してください。不明な場合は制度事務局または引受保険会社にお問い合わせください。

### 【明治学院大学体育会 スポーツ団体傷害保険 制度事務局】

株式会社 明治学院サービス  
担当者 小林・東浦・安田

〒108-0071 東京都港区白金台 1-2-37  
TEL 03-5421-1555  
FAX 03-5421-1556

受付時間：午前9時～午後5時まで  
（土・日・祝日・年末年始を除く）

AIG損害保険株式会社 24時間事故受付センター  
TEL：0120-01-9016  
（24時間365日受付・通話料無料）

#### 注意する点

- 部活動中のケガが対象です。
- 病気は対象になりません。
- 医師の治療を受けた場合に対象となります。（接骨院・整骨院は対象外になる場合があります）
- 申込時に提出した名簿に記載された被保険者が対象です。

- ◆ 事故報告後にAIG損害保険株式会社の担当が決まり、必要書類のご案内をいたします。そのほか不明の点はすぐに制度事務局にご質問ください。

## 保険金をお支払いできない主な場合

次のケガに対しては、保険金をお支払いできません。

- 急激かつ偶然な外来の事故によらないケガ(疲労骨折、野球肩、心臓発作での転倒によるケガなど)
- 次の事由または事故によるケガ
  - ・故意または重大な過失
  - ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - ・自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用した運転中に被ったケガ
  - ・地震・噴火またはこれらによる津波
  - ・戦争・革命・内乱・暴動
  - ・放射線照射・放射能汚染
  - ・通常の道路以外での自動車・バイク等による競技・競争・練習中の事故
  - ・特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗など)
  - ・病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)
  - ・入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
  - ・妊娠・出産・早産
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの …など

## 用語のご説明

医師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。		
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したことによる急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。		
被保険者	保険の対象となる方をいいます。	保険金	ご契約により補償される事由が生じた場合に、引受保険会社がお支払いする金銭をいいます。
保険金額	ご契約にあたり、引受保険会社と契約者とで定める金額で、引受保険会社がお支払いする保険金の額または限度額をいいます。	保険料	ご契約の内容に基づいて、契約者から引受保険会社へ払い込みいただく金銭をいいます。

### ■ご契約上のご注意

このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご契約に際しては、事前に「重要事項説明書(契約概要、注意喚起情報)」を必ずご覧ください。ご契約の内容に変更があったときには、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金を削減させていただくことがありますのでご注意ください。

### ■引受保険会社損害保険募集人について

当制度の引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

本制度の詳細についてのお問合せ先(取扱代理店)

【引受保険会社】

**AIG損害保険株式会社**  
東京企業営業部 営業第三課

〒163-0814  
東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 14 階  
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

TEL: 03-6894-9123  
受付時間: 午前 9 時～午後 5 時まで  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

【明治学院大学体育会 スポーツ団体傷害保険 制度事務局】

**株式会社明治学院サービス**  
担当 : 小林・東浦・安田

〒108-0071  
東京都港区白金台 1-2-37

TEL 03-5421-1555 FAX 03-5421-1556  
受付時間: 午前 9 時～午後 5 時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)